

令和5年度から国民健康保険税の資産割を廃止します。

桂川町の国民健康保険事業の運営に関する協議会からの答申を受け、近年の国民健康保険特別会計の財政状況を考慮して、令和5年度課税分から次のとおり税率・税額を変更いたします。

【変更点】

- ・賦課方式を、現在の4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から、医療分、後期分、介護分の資産割をすべて廃止し、3方式（所得割・均等割・平等割）へ変更します。
- ・医療分の所得割を現行の8.8%から7.8%に引き下げ、医療分の均等割額を現行の26,500円から25,000円に引き下げ、医療分の平等割額を現行の27,000円から25,000円に引き下げます。

国民健康保険制度は加入者の皆さんの支え合いで運営されています。国民健康保険税は納期までに必ず納付をお願いします。また、特定健診やがん検診も積極的に受診いただき、早期発見・早期治療にもご協力をお願いします。

(現行)

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	8.8%	23.0%	26,500円	27,000円
後期分	3.8%	12.0%	6,000円	5,000円
介護分	1.05%	7.9%	6,600円	3,700円



(令和5年度課税分から)

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	7.8% (△1.0ポイント)	廃止	25,000円 (△1,500円)	25,000円 (△2,000円)
後期分	3.8%	廃止	6,000円	5,000円
介護分	1.05%	廃止	6,600円	3,700円

※国の定める所得基準を下回る世帯は、均等割額および平等割額について7割、5割、2割を軽減します。
なお、申請は不要です。

※用語の意味

所得割…加入者の前年中の所得金額に応じて負担いただく金額

資産割…加入者の固定資産税額に応じて負担いただく金額

均等割…国保加入者の人数に応じて負担いただく金額

平等割…1世帯ごとに負担いただく金額

問合せ先

○税額に関すること

税務課税務係 ☎65・1076

○制度に関すること

保険環境課医療介護保険係

☎65・1097